

告 示

埼玉県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年五月二十四日認可した。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入間第二用水土地改良区

二 事務所所在地

飯能市